

## 共催・協賛・後援規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県理学療法士会（以下「本会」という）における事業に係る共催、協賛ならびに後援（以下、共催等）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 共催等の定義は、次のとおりとする。

- (1) 共催 本会を含む複数の者が事業の主体となり、共同でその事業を開催することをいう。
- (2) 協賛 第三者が主体となる事業について、本会がその趣旨に賛同し、協力、援助することをいう。後援に比べて本会の関与が大きいものとし、協賛金等の費用負担を伴うことがある。
- (3) 後援 第三者が主体となる事業について、本会がその趣旨に賛同し、協力、援助することをいう。その内容は、原則として後援名義の使用および広報等の協力とする。

### (承諾の要件)

第3条 共催等の承諾は、次の要件のすべてを満たすものに対して行う。

- (1) 事業の内容が、公共性又は公益性を有し、本会の定款に定める目的ならびに事業に有益であると認められること
  - (2) 主催者が、国、地方公共団体、公益を目的とした法人、又はこれに準ずる団体であること
  - (3) 組織・資金等に関して、事業の遂行能力が十分であると認められること
- 2 次の事項に該当するものについては、共催等を行わない。
- (1) 営利または主催者の宣伝等を目的としている。
  - (2) 政治的または宗教的な活動を目的としている。
  - (3) 特定の理論・技術・流派等に偏った事業である。
  - (4) 主催者の代表者・連絡先等が明らかでない。
  - (5) 事業の運営および開催場所等が、公衆衛生および災害防止について十分な対応や設備設置が講ぜられていない。
  - (6) 事業参加者から徴収費用が著しく過重である。
  - (7) 過去に本会が協賛または後援したもので、承諾要件を履行しなかったことがある。

### (申請手続き)

第4条 共催及び費用負担を伴う協賛を受けようとする者は、次の事項を明記した書類を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。なお、特別な事情がある場合には、会長及び副会長の承認によって承諾することができる。

#### 申請事項

- (ア) 事業の名称
- (イ) 団体名および代表者名
- (ウ) 事業の目的及び対象者
- (エ) 開催期日と場所
- (オ) 事業の主な内容

- (カ) 他の共催又は協賛団体の有無
  - (キ) 担当者の連絡先
  - (ク) 収支予算書
- 2 費用負担を伴わない協賛及び後援を受けようとする者は、次の事項を明記した書類を本会に提出し、会長の承認を受けなければならない。

申請事項

- (ア) 事業の名称
  - (イ) 団体名および代表者名
  - (ウ) 事業の目的及び対象者
  - (エ) 開催期日と場所
  - (オ) 事業の主な内容
  - (カ) 他の共催又は協賛団体の有無
  - (キ) 担当者の連絡先
- 3 共催等の申請期限は、原則として当該事業開始日の2ヶ月前とする。但し、特別な予算を必要とする場合は、当該事業の前年度12月末日までに申請することとする。

(承諾の通知)

第5条 共催等が承諾された際には、会長は速やかに当該申請者に対し承諾書を交付するものとする。

(事業中止等の届出)

第6条 共催等の承諾を受けたあとに事業の中止、又は事業内容等に変更があった場合には、主催者は、速やかに本会にその旨を届け出なければならない。

(共催等の取消し)

第7条 当該事業の実施にあたり、第3条の要件を満たさなくなると認めるとき、又は不適當な行為があると認めるときは、共催等を取消すものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

- 1 この規程は、平成26年1月1日より施行する。